

*表内の金額は、消費税込み

表1. 新築住宅（一戸建て等）

条 件		設計検査申請 (円/戸)	中間現場検査 (円/戸)	竣工現場検査・適合 証明の検査 (円/戸)
通常		10,000	15,000	20,000
併 願	長期使用構造等確認・設計住宅性能評価書	省略	15,000	20,000
	建設住宅性能評価	省略	省略	14,000
中間現場検査までに、設計検査の合格		12,000	15,000	20,000
竣工済特例		55,000		

- 1 上表の額は、消費税を含みます。(以下同じ。)
- 2 上表は基礎額とし、REJ が想定していない工法等であると認める場合は、上表の規定にかかわらず、見積により申請内容を勘案して減額又は増額することができます。(第8項及び表2において同じ。)
- 3 前項の「工法等」とは、プログラムの種類、構造強度に係る計画とします。
- 4 上表において、省エネ基準適合チェックリストを活用しない場合は、上表の設計検査申請に10,000円を竣工現場検査・適合証明の検査に3,000円をそれぞれ加算します。(ZEH、金利Aプラン又は金利Bプランの省エネルギー性の基準を選択する場合を除く)
- 5 この申請の基礎となる建築基準法第6条の2による建築確認申請をREJ以外に申請する場合は、本表(第8項の表並びに表2の基礎額及び同表4項の表において同じ。)の額に2倍を乗じて得た額とします。この場合において、算定した額に10円以下の端数が生じる場合は当該額から10円以下を切り捨てた額とします。以下同じ。
- 6 設計検査申請を省略するための設計住宅性能評価書併願の条件は、断熱等性能等級4以上、かつ、一次エネルギー消費量等級4以上、かつ、劣化対策等級原則2以上、かつ、維持管理対策等級【専用配管】原則3のものとなります。
- 7 建設住宅性能評価書を活用した上で、設計検査及び中間現場検査を省略して、竣工現場検査のみを実施する場合の条件は、原則として断熱等性能等級4以上、かつ、一次エネルギー消費量等級4以上、かつ、劣化対策等級2以上、かつ、維持管理対策等級【専用配管】原則3のものとなります。
- 8 ZEH、金利Aプラン又は金利Bプランの加算額は、次表によります。この場合において複数の基準を選択する場合は、それらの合計額とします。(表2第4項及び表3第2項において同じ。)

基 準 (1基準ごと)		設計検査申請 (円/戸)	中間現場検査 (円/戸)	竣工現場検査・適合 証明の検査 (円/戸)
省エネ ギー性	断熱等性能等級＋一次エネルギー消費量等級	10,000	8,000	3,000
	建築物エネルギー消費性能基準	10,000	8,000	3,000
	ZEH OrientedにおけるZEH基準	34,000	8,000	3,000
耐震性(免震建築物を除く。)		10,000	8,000	8,000
耐震性(免震建築物に限る。)		17,000	17,000	8,000
バリアフリー性		10,000	8,000	8,000
耐久性・可変性		10,000	8,000	8,000
竣工済特例		当該表の基準によるそれらの合計		

- 9 上表の加算額について、基準を補完する次のいずれかの認定通知書等の写しが添付されている場合は適用しません。(共同建てにおいて同じ。)
- イ 低炭素住宅の認定通知書
- ロ 長期優良住宅の認定通知書
- ハ 集約都市開発事業計画の認定通知書
- ニ BELS評価書、及びエネルギー消費量算定プログラムの帳票
- ホ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定による性能向上計画の認定通知書
- 10 計画変更の場合 次の条件によります。

条 件	設計検査申請 (円/戸)
住宅の工法が大きく変更される場合	4,200
REJが審査場必要と認めた場合	4,200
フラット35Sを新たに追加する場合(1基準ごと)	第8項の表による
フラット35Sで選択する基準を追加又は変更する場合(1基準につき)	第8項の表による

- 11 中間又は竣工現場検査の引き受けを行った後、災害その他の事由以外の理由で、検査を行う前日の17時 30分を越えて検査の延期、又は取り止める場合は、中間又は竣工現場検査手数料(別に定める出張旅費規定に係る額を除く。)に0.1を乗じて得た額(算定した額が5,000円未満となる場合は5,000円)を徴収します。(次表及び表5において同じ。)
- 12 現場検査の結果において再検査の手数料は、検査手数料(別に定める出張旅費規定に係る額を除く。)に0.8を乗じて得た額(算定した額が5,000円未満となる場合は5,000円)を徴収します。(次表及び表5において同じ。)

表2. 新築住宅（共同建て）

戸数	条 件	設計検査申請	竣工現場検査・適合証明 の検査
		(円/棟)	(円/棟)
1～20戸	通常	44,000	94,000
	長期使用構造等確認・設計住宅性能評価書併願	31,000	94,000
21～50戸	通常	67,000	161,000
	長期使用構造等確認・設計住宅性能評価書併願	46,000	161,000
51～100戸	通常	94,000	236,000
	長期使用構造等確認・設計住宅性能評価書併願	65,000	236,000
101～200戸	通常	121,000	303,000
	長期使用構造等確認・設計住宅性能評価書併願	79,000	303,000
201戸以上	通常	144,000	332,000
	長期使用構造等確認・設計住宅性能評価書併願	94,000	332,000

- 1 同一敷地内に複数の棟に分かれた共同住宅がある場合の戸数の算定方法は、棟ごととします。
- 2 設計住宅性能評価書併願の条件は、断熱等性能等級4以上、かつ、一次エネルギー消費量等級4以上、かつ、維持管理対策等級【共用配管】原則2以上のものとします。
- 3 フラット35登録マンションの場合は、本表の額に0.8を乗じて得た額とします。
- 4 ZEH、金利Aプラン又はBプランの加算額は、次表によります。

基準(1基準ごと)	設計検査申請	竣工現場検査・適合証明 の検査
	(円/棟)	(円/棟)
省エネルギー性	61,000	61,000
ZEH-M OrientedにおけるZEH基準	別途見積	
ロ 耐震性(免震建築物を除く。)	52,000	52,000
ハ 耐震性(免震建築物に限る。)	81,000	81,000
ニ バリアフリー性	52,000	52,000
ホ 耐久性・可変性	52,000	52,000

- 5 計画変更の場合 次の条件によります。

条 件	設計検査申請 (円/棟)
	M:戸数
住宅の工法が大きく変更される場合	M×4,200(上限74,000)
REJが審査上必要と認めた場合	M×4,200(上限74,000)
フラット35Sを新たに追加する場合(1基準ごと)	M×3,700(上限74,000)
フラット35Sで選択する基準を追加又は変更する場合(1基準につき)	M×3,700(上限74,000)

表3. 中古住宅（一戸建て等及びマンション（*1））

着工された日	条件		適合証明等手数料の額(円/戸)（*1）
1 新耐震のもの（*2）	イ	耐久性基準を確認すべき住宅で、かつ、新築住宅に係る建設住宅性能評価書が交付されており、その評価書を活用するもので劣化対策等級2以上のもの	37,000
	ロ	耐久性基準を確認すべき住宅で、かつ、既存住宅に係る建設住宅性能評価書が交付されており、その評価書を活用するもので、「劣化事象等が認められない」と評価されたもの	37,000
	ハ	耐久性基準の確認を要しない住宅の場合（機構の制度として認められた構造のものに限ります。）（*4）	42,000
	ニ	耐久性基準を確認すべき住宅で、かつ、当該基準を確認できる設計図書が全てそろっている場合（*5）	51,000
	ホ	上記列記以外の場合	63,000
2 旧耐震のもの（*3）	ヘ	建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）の第1第一号イ（別添の別表第1(3)に該当するものであるもの）（*6）	63,000
	ト	建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条の規定に基づく計画の認定を受けた耐震改修を行っているもの	105,000
	チ	機構が定める耐震評価基準による場合	130,000

（*1）本表の額は、一戸建ての住宅（兼用住宅を含む。）を対象とし、共同建ての場合は規模、構造、着工された日などの条件により、見積りとなります。表4から表8まで同じ。
（*2）昭和56年6月1日以後（建築確認年月日が確認できない場合は、表示登記による新築年月日の日が昭和58年4月1日以後）の住宅とします。以下同じ。
（*3）（*2）以前の住宅とします。この場合の構造は木造軸組構造又は枠組壁工法以外の構造は別途見積りとなります。以下表4、表6及び表7において同じ。
（*4）省令準耐火構造以上の構造のもの又は木造軸組み構造若しくは枠組壁工法のもの
（*5）「設計図書が全てそろっている場合」とは、意匠図、構造図及び構造計算書及び設備図が全てそろっているものをいいます。
（*6）Iwが1.0以上の場合（Iw：構造耐震指標を表す数値）

- 1 マンションの管理規約や長期修繕計画などの共用部分の維持管理内容について、旧公庫マンション情報登録機関に登録しているマンションの場合は、表示価格から3,200円を減額します。
- 2 ZEH、金利Aプラン又は金利Bプランの加算額は、それぞれ次の区分によります。

条件（一戸当たりの額）			疎明資料	
			なし	あり
ZEH	省エネルギー性	ZEH	—	50,000円
		Nearly ZEH		
		ZEH Oriented	100,000円	50,000円
金利Aプラン	省エネルギー性	断熱等性能等級＋一次エネルギー消費量等	72,000円	36,000円
		耐震性	免震建築物を除く。	52,000円
		免震建築物に限る。	84,000円	42,000円
	バリアフリー性		52,000円	26,000円
	耐久性・可変性		52,000円	26,000円
金利Bプラン	省エネルギー性	開口部断熱	3,100円	3,100円
		省エネルギー対策等級2相当以上又は断熱性等級2相当以上の基準	3,100円	1,100円
	バリアフリー性		52,000円	26,000円

- 1 次のいずれかの疎明資料（当該住宅にかかる所定の基準が確保されたもので、設計内容説明書及び設計図書が現存されているものに限る。）が添付されており、かつ、当該基準に係る部分について新築時（既存住宅の建設住宅性能評価の場合は、当該評価時）から変更がないものを提出する場合は「疎明資料あり」の額とします。
 - (1) フラット35（新築住宅）の適合証明書
 - (2) BELS評価書
 - (3) 新築時の建設住宅性能評価書
 - (4) 次世代住宅ポイント対象住宅証明書
 - (5) 既存住宅の建設住宅性能評価書
 - (6) 性能向上計画認定通知書（建築物省エネ法）
- 2 「バリアフリー性」の適用において共同建ての場合は見積りとなります。
- 3 この業務の結果において、やむなく適合しない場合又は適合することが決定することができない場合は、本申請を取り下げることとします。この場合、適合しない部分を改修して再度申請する場合は、当初の手数料（別に定める出張旅費規定に係る額を除く。）に0.5を乗じて得た額とします。表4において同じ。
- 4 中古マンションらくらくフラット 35 登録による申請による場合は、表3の規定は適用しません。

表4. リノベを利用する場合

イ 個人による申請のもの(リフォーム工事又は性能向上リフォーム工事等前のもの)

		着工された日による区分	
		(一戸当たりの額)	
		新耐震のもの	旧耐震のもの
事前確認(物件売買時)	書類審査+現況調査	62,700円	130,000円
適合証明(リフォーム工事又は性能向上リフォーム工事等後)	書類審査+現況調査	表3の基礎額1の条件に応じた額	表3の基礎額2の条件に応じた額
加算額	優良な住宅基準(金利B)の場合	30,000円	50,000円
	特に優良な住宅基準(金利A)の場合	表3の第2項の表の疎明資料ありの額	表3の第2項の表の疎明資料なしの額
1 宅地建物取引業者による申請のもので、リフォーム若しくは性能向上リフォーム工事を行う前の適合性の検査は、当該表によります。 2 引き受けの契約は、「事前確認(物件売買時)」と「適合証明(リフォーム等工事後)」は、原則分けて行ってください。			

ロ 宅地建物取引業者による申請のもの(性能向上リフォーム工事等後のもの)

		着工された日による区分(円/戸)	
		新耐震のもの	旧耐震のもの
適合証明(性能向上リフォーム工事等後)	書類審査+現況調査	92,700円に、表3の基礎額1の条件に応じた額を加算した額	130,000円に、表3の基礎額2の条件に応じた額を加算した額
加算額	特に優良な住宅基準(金利A)の場合	表3の第2項の表の疎明資料ありの額	表3の第2項の表の疎明資料なしの額

表5. 賃貸住宅及び、まちづくり融資（建設）

	戸数	単独手数料	
		設計検査申請 (円/棟)	現場検査(竣工)申請・適合証明業務 (円/棟)
一般	5戸未満	13,600	17,800
	6戸～10戸	23,000	29,300
	11戸～15戸	31,300	46,000
	16戸～20戸	37,600	57,500
	20戸超	41,800	62,700
確認申請、かつ、建設住宅性能評価併願	5戸未満	9,400	13,600
	6戸～10戸	12,600	23,000
	11戸～15戸	15,600	31,300
	16戸～20戸	18,800	37,600
	20戸超	20,900	41,800
建設住宅性能評価のみ併願	5戸未満	13,600	17,800
	6戸～10戸	23,000	29,300
	11戸～15戸	31,300	46,000
	16戸～20戸	37,600	57,500
	20戸超	41,800	62,700

1 加算額は次によります。(Mは戸数を示す。)

基準(1基準ごと)		設計検査申請 (円/戸)	竣工現場検査・適合証明の検査 (円/戸)
子育て世代向け省エネ賃貸住宅融資	断熱等性能等級＋一次エネルギー消費量等級	M×5,000 (上限100,000)	M×3,500 (上限70,000)
	ZEH基準	M×7,000 (上限130,000)	M×3,500 (上限70,000)
	長期優良住宅認定	加算しません。	加算しません。
サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資	断熱等性能等級	M×3,000 (上限100,000)	M×2,500 (上限70,000)
	建築物エネルギー消費性能基準	M×5,000 (上限100,000)	M×3,500 (上限70,000)
	バリアフリー性	M×3,000 (上限100,000)	M×2,500 (上限70,000)
まちづくり融資	断熱等性能等級	M×3,000 (上限100,000)	M×2,500 (上限70,000)

2 計画変更については、見積りとします。

表6. リフォーム融資

リフォーム工事の概要の種別 (*1)		工事計画確認+現場検査+適合証明の手数料 (円/戸)	
		新耐震のもの	旧耐震のもの
耐震改修工事・耐震補強工事の場合			130,000 (表3の基礎額2へによる場合は、63,000)
グリーンリフォームの場合	住宅の開口部の一部の断熱構造化とする工事	28,000	28,000
	住宅の天井、壁若しくは床の一部又は全部の断熱構造化とする工事	56,000	56,000
	省エネ設備設置工事	28,000	28,000
グリーンリフォームS(住宅内の一区画をZEH水準とするもの)の場合		84,000	84,000
高齢者居住環境改善工事		36,000	36,000
増築工事又は改築工事(上記いずれにも該当しないもの)	建築確認が必要な場合	別に定める建築確認手数料規程による額(*2)	左欄の額に、表3の基本額の2の条件による額を加算した額
	上記以外の場合	別に定める建築確認手数料規程による額の1/2の額	左欄の額に、表3の基本額の2の条件による額を加算した額

(*1) リフォーム工事の概要を制度若しくは任意等で複数行う場合は、それらの合計額に0.8を乗じて得た額とします。

(*2) 建築確認が必要な場合で、当該建築確認をREJに申請した場合は、建築確認手数料規程による額の1/4の額とします。

- 1 計画変更については、見積りとします。(以下、表7、表8において同じ。)
- 2 現場検査の引き受けを行った後、災害その他の事由以外の理由で、検査を行う前日の17時 30分を越えて検査の延期、又は取り止める場合は、当初の手数料(別に定める出張旅費規定に係る額を除く。)に0.1を乗じて得た額(算定した額が5,000円未満となる場合は5,000円)を徴収します。(以下、表7、表8において同じ。)
- 3 現場検査の結果において再検査の手数料は、当初の手数料(別に定める出張旅費規定に係る額を除く。)に0.5を乗じて得た額を徴収します。(以下、表7、表8において同じ。)

表7. 賃貸住宅リフォーム融資

賃貸住宅リフォーム工事の概要の種別		工事計画確認+現場検査+適合証明の手数料 (円/戸)	
		新耐震のもの	旧耐震のもの
住宅セーフティネット	耐震改修工事		130,000 (表3の基礎額2へによる場合は、63,000)
	その他の工事	41,800	41,800
耐震改修工事			130,000 (表3の基礎額2へによる場合は、63,000)
省エネ住宅	断熱改修工事(住宅の開口部、天井、壁若しくは床の一部又は全部の断熱構造化とする工事)	56,000	56,000
	省エネ設備設置工事	28,000	28,000
サービス付き高齢者向け住宅(バリアフリー性)		78,000	78,000

表8. フラット35 (維持保全型)

	手数料 (円)
長期優良住宅(新築住宅、中古住宅)	新築住宅:表1又は表2による、中古住宅:別途見積
予備認定マンション(新築マンションのみ)	別途見積
管理計画認定マンション(中古マンションのみ)	別途見積
安心R住宅(中古住宅のみ)	別途見積
インスペクション実施住宅 ただし、劣化事情等がないこと(中古住宅のみ)	別途見積
既存住宅売買瑕疵保険付住宅(中古住宅のみ)	別途見積